（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第十八条　新規則第十一条の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行う新法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権等の行使について適用し、施行日前に行った旧法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権等の行使については、なお従前の例による。

2　新規則第十一条の三第十一項の規定は、新法第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等でその付与をした日が施行日以後であるものについて適用し、旧法第二十九条の二第五項に規定する特定新株予約権等でその付与をした日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3　新規則第十一条の三第十二項の規定は、施行日の属する年の翌年一月一日以後に提出する新令第十九条の三第十七項の調書について適用し、施行日の属する年の翌年一月一日前に提出した旧令第十九条の三第十七項の調書については、なお従前の例による。

第十九条　新規則第十一条の四第九項の規定は、新法第二十九条の三第四項に規定する特定外国新株予約権で同項に規定する付与をした日が施行日以後であるものについて適用し、旧法第二十九条の三第四項に規定する特定外国新株予約権で同項に規定する付与をした日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2　新規則第十一条の四第十項の規定は、施行日の属する年の翌年一月一日以後に提出する新令第十九条の四第十三項の調書について適用し、施行日の属する年の翌年一月一日前に提出した旧令第十九条の四第十三項の調書については、なお従前の例による。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十条　新規則第十三条の三第十項及び第十三項の規定は、施行日以後に同条第十項の規定により提出する申請書又は同条第十三項の規定により提出する書類について適用し、施行日前に旧規則第十三条の三第十項の規定により提出した申請書又は同条第十三項の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新規則第十四条第四項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第十四条第四項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第二十二条　新規則第十八条の十一第十一項及び第二十九項の規定は、施行日以後に提出する新令第二十五条の十の二第十四項第二十二号の申出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十の二第十四項第二十二号の申出書については、なお従前の例による。

2　新規則第十八条の十一第三十項の規定は、施行日以後に新令第二十五条の十の二第二十二項第一号の規定により行う通知について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十の二第二十二項第一号の規定により行った通知については、なお従前の例による。

（特定口座開設届出書を提出する者の告知等に関する経過措置）

第二十三条　住民基本台帳カードが旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間における新規則第十八条の十二第三項の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）附則第二十三条に規定する住民基本台帳カードで金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの」とする。

（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第二十四条　番号利用法整備法第八条第三項に規定する財務省令で定める書類は、新規則第十八条の十二第二項各号に掲げる者の区分に応じ同項各号に定める書類とする。

2　番号利用法整備令第八条第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、同条第十四項の規定による確認をした場合には、同項に規定する帳簿に、同項の規定による告知の際に提示された同項に規定する書類の名称を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

3　番号利用法整備令第八条第十五項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、同項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存に関する経過措置）

第二十五条　新規則第十八条の十三の四第二項の規定は、施行日以後に受理する新令第二十五条の十の二第十九項に規定する申出書について適用し、施行日前に受理した旧令第二十五条の十の二第十九項に規定する申出書については、なお従前の例による。

（特定口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置）

第二十六条　新規則第十八条の十三の五第二項の規定は、施行日の属する年以後の各年において新法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、施行日の属する年前の各年において旧法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

2　施行日の前日において旧法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等の営業所に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書で、当該金融商品取引業者等の営業所の長が当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から番号利用法整備法第八条第三項の規定による告知を受ける日（その者が同項に規定する三年経過日以後最初に同項に規定する特定口座保管上場株式等の譲渡若しくは同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は同項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日（同項に規定する番号非保有者にあっては、同項に規定する翌年一月一日。以下この項において「受入日」という。）までに当該告知をしないときは、受入日）までに新法第三十七条の十一の三第七項の規定により提出し、又は交付するものについては、新規則第十八条の十三の五第二項第一号のうち当該特定口座を開設していた当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第二十七条　新規則第十八条の十四の二第六項の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第二十八条　附則第二十四条第一項の規定は、番号利用法整備令第八条第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

2　附則第二十四条第二項及び第三項の規定は、番号利用法整備令第八条第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第二十九条　新規則第十八条の十五の三第八項の規定は、施行日以後に提出する新法第三十七条の十四第六項の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法第三十七条の十四第六項の申請書については、なお従前の例による。

2　新規則第十八条の十五の三第十四項及び第二十四項の規定は、施行日以後に提出する新令第二十五条の十三第二十項又は第二十一項の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十三第二十項又は第二十一項の申請書については、なお従前の例による。

3　新規則第十八条の十五の三第十七項の規定は、施行日以後に提出を受けた新法第三十七条の十四第十三項に規定する非課税適用確認書について適用し、施行日前に提出を受けた旧法第三十七条の十四第十三項に規定する非課税適用確認書については、なお従前の例による。